

札幌市立大学広報業務提案説明書

1 業務の名称

札幌市立大学広報業務

2 業務の目的及び内容

札幌市立大学広報業務仕様書【別添1】のとおり

3 業務委託契約の概要

- (1) 契約方法 公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約
※具体的な契約内容については、契約候補者と公立大学法人札幌市立大学との交渉を通して決定するものとし、協議が整った場合に随意契約にて契約を締結する。その手続きについては、公立大学法人札幌市立大学契約規程による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。
※契約候補者との交渉が不調に終わった場合、選考において次点とされた者と交渉する場合がある。
- (2) 公告日 2026年10月6日（火）
- (3) 履行期間 2027年4月1日から2028年3月31日まで
※ただし、当法人が認める場合、次年度以降（3～4年程度）再任の可能性がある。
- (4) 予算規模 本業務の上限は、10,500,000円とする（消費税及び地方消費税を含む）。
※契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 企画提案を求める事項

「札幌市立大学における大学広報の方向性（2027年度～2029年度）」【別添2】を参考にご提案してください。

- (1) 企画提案書（A4片面8枚以内）
・【別添3】様式に記載すること。
- (2) ポートフォリオ（A4片面3枚以内）
・【別添4】様式に記載すること。また、過去の業務で制作したものを実物で提出すること。（実物は企画競争終了後返却します。）
- (3) 見積積算書（A4片面1枚以内）
・【別添5】様式のとおりに仕様書【別添1】に記載している事業について積算を記載すること。特に【別添1】3（5）「その他メディアやイベントなどの広報展開に関する業務」については提案事業毎の積算を記載すること。
- (4) ウェブサイト・大学案内に関する提案（様式なし、A4枚数指定なし）
・【別添1】3（2）「公式ウェブサイト管理更新及び制作業務」及び（3）「大学案内のデータ制作に関する業務」において、本学の広報業務の目的を達成のための具体的な提案をすること。
・なお、2028年度に公式ウェブサイトリニューアル業務（消費税及び地方消費税を含め4,500,000円規模）の発注を予定している。前項（3）のとおり本契約が再任された場合、円滑な業務実施のため当該業務についても随意契約する予定であることから、その前提で現状のWebサイトの課題点とその改善策について提案すること。なお、当該業務においては現状のサイト構成のCMS、コンテンツデータは引き継ぐことを想定しており、データ移行やウェブサイト全般の新規構築への対応が必要となることに留意すること。
- (5) 「その他のメディアやイベントなどの広報展開に関する業務」に関する提案（様式なし、A4枚数指定なし）
・【別添1】3（5）「その他のメディアやイベントなどの広報展開に関する業務」において、本学の広報業務の目的を達成のための具体的な提案をすること。

※上記（1）～（5）に使用する目的で、本法人のキャンパス及びロゴマークの画像等資料を別途提供いたします。2026年10月30日（金）17時までにお問い合わせ先までご連絡ください。なお、公式ウェブサイトのスクリーンショットは使用して構いません。

5 参加手続きに関する事項

(1) 提出資料等

- ア 札幌市競争入札参加者名簿に登載されていることを証明する書類
- イ 企画提案書【別添3】
 - ・上記4(1)を参照。所定の様式を用いること。
- ウ ポートフォリオ及び過去の業務で制作したもの（実物）【別添4】
 - ・上記4(2)を参照。所定の様式を用いること。
- エ 見積積算書【別添5】
 - ・上記4(3)を参照。所定の様式を用いること。
- オ ウェブサイト・大学案内に関する提案
 - ・上記4(4)を参照。 所定の様式なし。
- カ 「その他のメディアやイベントなどの広報展開に関する業務」に関する提案
 - ・上記4(5)を参照。 所定の様式なし。

(2) 日程（予定）

- ・企画提案の公募開始 2026年10月6日（火）
- ・質問の受付（①） 2026年10月13日（火）17時まで
- ・企画提案書等提出（②） 2026年11月19日（木）17時まで
- ・参加資格の確認及び一次審査（③） 2026年12月2日（水）
- ・二次審査（プレゼンテーション）（④） 2026年12月25日（金）または
2027年1月5日（火）
- ・契約締結 2027年3月上旬

① 質問の受付について

＜質問方法＞

質問がある場合は、電子メールにて提出すること。提出期限までに「質問書」【別添6】に質問を簡潔に記入し、以下のアドレスに送付すること。なお、電話での質問は受け付けない。

電子メールアドレス：pr@scu.ac.jp

その際、電子メールの件名は「【提案者名】札幌市立大学広報業務 質問書」とすること（【提案者名】の部分は適宜置き換えること）。

＜回答方法＞

質問に対する回答は、電子メールにより質問書の提出者に回答するほか、原則大学ウェブサイト上に掲載して公表する（質問者名は公表しない）。

② 企画提案書等提出について

＜関係様式の入手方法＞

札幌市立大学公式ウェブサイトに掲載する。

＜企画提案書の提出方法＞

下記提出先まで持参又は書留郵送（土・日曜日及び祝日を除く9時から17時まで）による。

＜提出数＞

5(1)アについては1部を、5(1)イ、ウ、エ、オ、カについてはこれを一式として10部（一式ずつ封筒などに封入すること）及びPDFファイル形式の電子データ（CD又はDVD）1部を提出すること。5(1)イ、ウ、エ、オ、カー式については、ホッチキス等は使用せず、クリップ留めとすること。また、特別な製本を行わず、インデックス等も付さないこと。

＜提出先＞

〒005-0864 札幌市南区芸術の森1丁目

公立大学法人札幌市立大学 芸術の森キャンパス 事務局経営企画課広報担当

③ 参加資格の確認及び一次審査について

＜参加資格の確認＞

下記6に基づき確認を行い、参加資格を満たすことを確認した者について、公立大学法人札幌市立大学における2027年度広報委託業者の選定に係る企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）が企画提案の審査を行う。

＜一次審査（書類審査）＞

- ・実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。

- ・評価基準表【別添 7】の(1)一次審査(書類審査)の評価項目について、上記 5(1)イ「企画提案書」ウ「ポートフォリオ」エ「見積積算書」に記載された内容を評価する。
- ・一次審査の通過者数は 5 者程度とする。
- ・企画提案者が少数の場合は、実施委員会委員長の決定により、書面審査を省略する場合がある。

＜結果の通知＞

参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、速やかに企画提案者全員に文書により通知する。

④ 二次審査(プレゼンテーション審査)について

＜評価方法＞

- ・実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。
- ・評価基準表【別添 7】の評価項目「二次審査(プレゼンテーション審査)」について、上記 5(1)オ「ウェブサイト・大学案内に関する提案」、カ「その他のメディアやイベントなどの広報展開に関する提案」の内容及びプレゼンテーションの内容を評価する。
- ・評価基準表【別添 7】の評価項目「一次審査(書類審査)」及び「二次審査(プレゼンテーション審査)」の合計点が最も高い企画提案者を、契約候補者として選定する。
- ・最も合計点数が高い同点の企画提案者が 2 者以上あった場合、同点となった企画提案者を対象といたくじ引きにより選定する。ただし、最低基準点を満点の 6 割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。
- ・提案者が 1 者であっても、最低基準点を超えた場合は、契約候補者として選定する。

＜出席者＞

総括責任者を含む最大 2 名までとする。

＜開催場所・日時＞

参加資格確認・一次審査の結果とあわせて、2026 年 12 月 3 日(木)以降に個別に通知する。

＜実施方法＞

1 企画提案者当たり約 30 分(提案説明約 20 分、質疑応答約 10 分)を想定し、順次個別に行う。(二次審査の対象者数等により、1 企画提案者当たりのプレゼンテーション時間は変更する可能性がある)。

※プレゼンテーションで使用する PC 及びプロジェクターは本法人が用意する。ただし、インターネット接続環境はないことから、必要に応じて各社用意すること。

＜提案説明の内容＞

事前に提出した企画提案書に基づき説明すること。その他、こちらが要望した事項について説明すること。

＜選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等＞

審査・選定の結果は、速やかに二次審査参加者に対して文書により通知する。なお、選定の結果に対する質問については、通知日から起算して 10 日以内に文書にて担当部局に提出すること。

6 参加資格

以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 公立大学法人札幌市立大学契約規程第 4 条及び第 5 条、並びに、札幌市契約規則第 2 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 札幌市競争入札参加停止措置要領(平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法による更正手続開始の申立て又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 2026 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務関係)において、業種が「役務(一般サービス業)」に登録されている者であること。
- (5) 企画提案書類を提出する日の前日現在で、今回の公募に付する事項に関し、原則として 1 年以上の営業実績を有していること。
- (6) 企画提案書類を提出する日の前日現在で、札幌市内に本社、支店又は事業所を有し、本法人で

行う打合せや撮影等への出席・業務遂行が円滑にできること。

- (7) 本法人が過去に実施した入札等において、故意に附属書類に虚偽の事実を記載した者でないこと。
- (8) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (9) 本業務において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への 関与が認められる者でないこと。

7 参加資格の喪失

本公募型企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

8 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

9 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

10 その他の注意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
- (2) ポートフォリオに添付した過去の業務で制作したもの（実物）を除く提出書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の企画書の提出、再提出、差し替えは認めない。
- (4) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、本法人理事長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (5) 本法人の関係者及び施設への直接取材は不可とする。
- (6) 本件の実施にあたり本法人が提供した資料は、本企画提案書の制作以外に使用してはならない。
- (7) 応募した企画提案の著作権は、提案者に帰属する。
- (8) 採用した企画提案の著作権は、本法人に帰属する。
- (9) 本公募型企画競争に関する説明会は行わない。
- (10) 企画提案者は、本法人に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (11) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本法人に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

【問い合わせ先】

〒005-0864 札幌市南区芸術の森 1 丁目
公立大学法人札幌市立大学 事務局経営企画課
担当：川口、島
TEL:011-592-2346 FAX:011-592-2369
MAIL pr@scu.ac.jp